

厚木飛行場周辺における航空機騒音防止対策の推進について（口頭要請）

厚木飛行場は人口が密集した市街地に所在しており、周辺住民は航空機の騒音に悩まされ続けています。

令和5年度に東京都が実施した航空機騒音調査では、平成30年3月に空母艦載機の移駐が実現したこと等もあり、環境基準指定地域内の調査地点11地点では環境基準を下回る結果となりましたが（別添）、移駐後も厚木飛行場にはジェット戦闘機やオスプレイが飛来するなど、住民の不安は続いています。

また、硫黄島における空母艦載機着陸訓練が天候等の事情により実施できない場合、厚木基地が使用される可能性もあるなど、今後も重大な騒音被害が発生する懸念は完全には払しょくされていません。

ついては、周辺住民の生活環境を保全するため、東京都と町田市は、貴職に対し、航空機騒音防止対策の推進について、下記の事項に取り組まれますよう要請いたします。

記

- 1 日米合同委員会の合意事項の遵守等により、航空機騒音の軽減を図ること。
 - （1）22時から6時までは飛行訓練等を行わないことを徹底するとともに、夜間・早朝において制限時間の拡大を図ること。
 - （2）土曜日・日曜日、日本の祝日、盆、年末年始、入学試験時期等の特別な日の飛行訓練等を極力行わないこと。
 - （3）市街地上空では低空飛行や旋回飛行を行わないなど、航空機の運用に当たっては騒音抑制に配慮すること。また、操縦士等に対し、騒音抑制のための十分な教育を行うこと。
 - （4）航空機の低騒音化を推進すること。
 - （5）厚木飛行場における空母艦載機の着陸訓練を実施しないこと。
- 2 訓練飛行等に関して、適切な情報提供を行うこと。
 - （1）騒音を伴う訓練及び航空機の飛行について、適切な情報提供を行うこと。
 - （2）騒音抑制のために米軍が講じている運用上の措置について明らかにすること。

令和7年1月30日

厚木航空施設司令官

ニコラス ルクレア大佐 殿

東京都知事

小池百合子

町田市市長

石阪丈一

厚木飛行場

(1) 固定調査

- ・ 東京都が厚木飛行場の滑走路延長線の北側に位置する町田市内の3地点で実施した固定調査の調査結果は表5のとおりです。
- ・ 固定調査3地点すべてで環境基準に適合していました。

表5 固定調査地点別の調査結果

地点名	所在地	類型 基準値	調査項目	令和 元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
㊤ 町田第一小学校	町田市	Ⅱ 6 2	Lden [デシベル] 基準適合状況	4 7 ○	4 6 ○	4 8 ○	4 7 ○	4 7 ○
㊤ 忠生小学校	町田市	I 5 7	Lden [デシベル] 基準適合状況	4 2 ○	4 0 ○	4 2 ○	4 3 ○	4 2 ○
㊤ 鶴川第二小学校	町田市	I 5 7	Lden [デシベル] 基準適合状況	4 1 ○	4 1 ○	4 1 ○	4 2 ○	4 2 ○

(2) 分布調査

- ・ 東京都が町田市内の8地点で実施した分布調査の調査結果は表6のとおりです。
- ・ 分布調査8地点すべてで環境基準に適合していました。

表6 分布調査地点別の調査結果

地点名	所在地	類型 基準値	調査項目	令和 元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
① Aビル	町田市	Ⅱ 62	Lden [デシベル] 基準適合状況	48 ○	48 ○	49 ○	48 ○	48 ○
② 町田市民病院	町田市	Ⅰ 57	Lden [デシベル] 基準適合状況	43 ○	41 ○	45 ○	44 ○	45 ○
③ 南大谷中学校	町田市	Ⅰ 57	Lden [デシベル] 基準適合状況	40 ○	41 ○	44 ○	44 ○	45 ○
④ 金井小学校	町田市	Ⅰ 57	Lden [デシベル] 基準適合状況	45 ○	45 ○	46 ○	45 ○	47 ○
⑤ 野津田高等学校	町田市	Ⅰ 57	Lden [デシベル] 基準適合状況	39 ○	39 ○	42 ○	40 ○	44 ○
⑥ 南成瀬小学校	町田市	Ⅰ 57	Lden [デシベル] 基準適合状況	38 ○	39 ○	41 ○	39 ○	42 ○
⑦ 町田第四小学校	町田市	Ⅰ 57	Lden [デシベル] 基準適合状況	45 ○	43 ○	47 ○	45 ○	47 ○
⑧ 鶴間小学校	町田市	Ⅰ 57	Lden [デシベル] 基準適合状況	42 ○	40 ○	44 ○	39 ○	42 ○
調査期間 令和6年1月21日から令和6年3月16日までの間の、1測定地点につき8週間 (鶴間小学校は、測定機不具合のため令和6年2月19日から令和6年2月20日までの期間は欠測。)								

(注) 調査結果は、調査期間の測定値を環境省通知の方法により年間推計値に換算して表示しています。

(補足説明)

(1) 航空機騒音に係る環境基準

基準値は地域の類型ごとに次表のように定められています。

(昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号) (改定 平成 19 年 12 月 17 日環境省告示第 114 号)

地域の類型	L _{den} [単位デシベル(dB)]
I (住居系地域)	57 デシベル以下
II (その他の地域)	62 デシベル以下

(2) L_{den} (時間帯補正等価騒音レベル)

L_{den} は、平成 25 年 4 月 1 日から航空機騒音の評価指標となったもので、単位はデシベル[dB] です。L_{den} の「den」は Day (昼)、Evening (夕)、Night (夜) を表しており、昼夕夜平均騒音レベルとも呼ばれます。航空機の離着陸などに伴い発生する「飛行騒音」に加え、航空機が誘導路上を移動する際に発生する騒音やエンジンテストによる騒音などの「地上騒音」、飛行場内でのホバリングによる騒音も評価の対象としています。

航空機の音は、だんだん大きくなって、やがて小さくなって聞こえなくなります。航空機騒音では、最大値が暗騒音に対して 10 デシベル以上高いものを対象としています。また、周囲がうるさい昼間の航空機の音は影響が少なく、寝静まった夜中の音は影響が大きいと考えられます。そこで、L_{den} では時間帯別に重み付けします。具体的には、夕方 (19 時～22 時) に発生した騒音には、その騒音による暴露量に 5 デシベルを、夜間 (0 時から 7 時及び 22 時から 24 時) に発生した騒音には、その騒音による暴露量に 10 デシベルを加算し補正しています。その重み付けされた暴露量の総和を 1 日 24 時間で平均することで L_{den} を算出します。以上のことを考慮した計算式が下記になります。

$$L_{den} = 10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej} + 5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk} + 10}{10}} \right) \right\}$$

T : 86,400 秒 (=1 日の時間)

T₀ : 1 秒

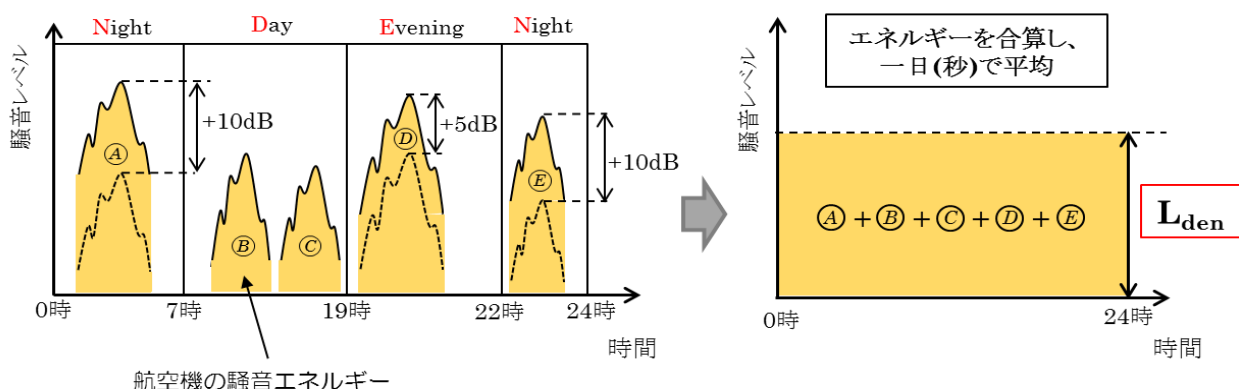
L_{AE} : 1 回の騒音の暴露量を、1 秒あたりの評価量として表したもので単発騒音暴露レベルと呼ばれる。

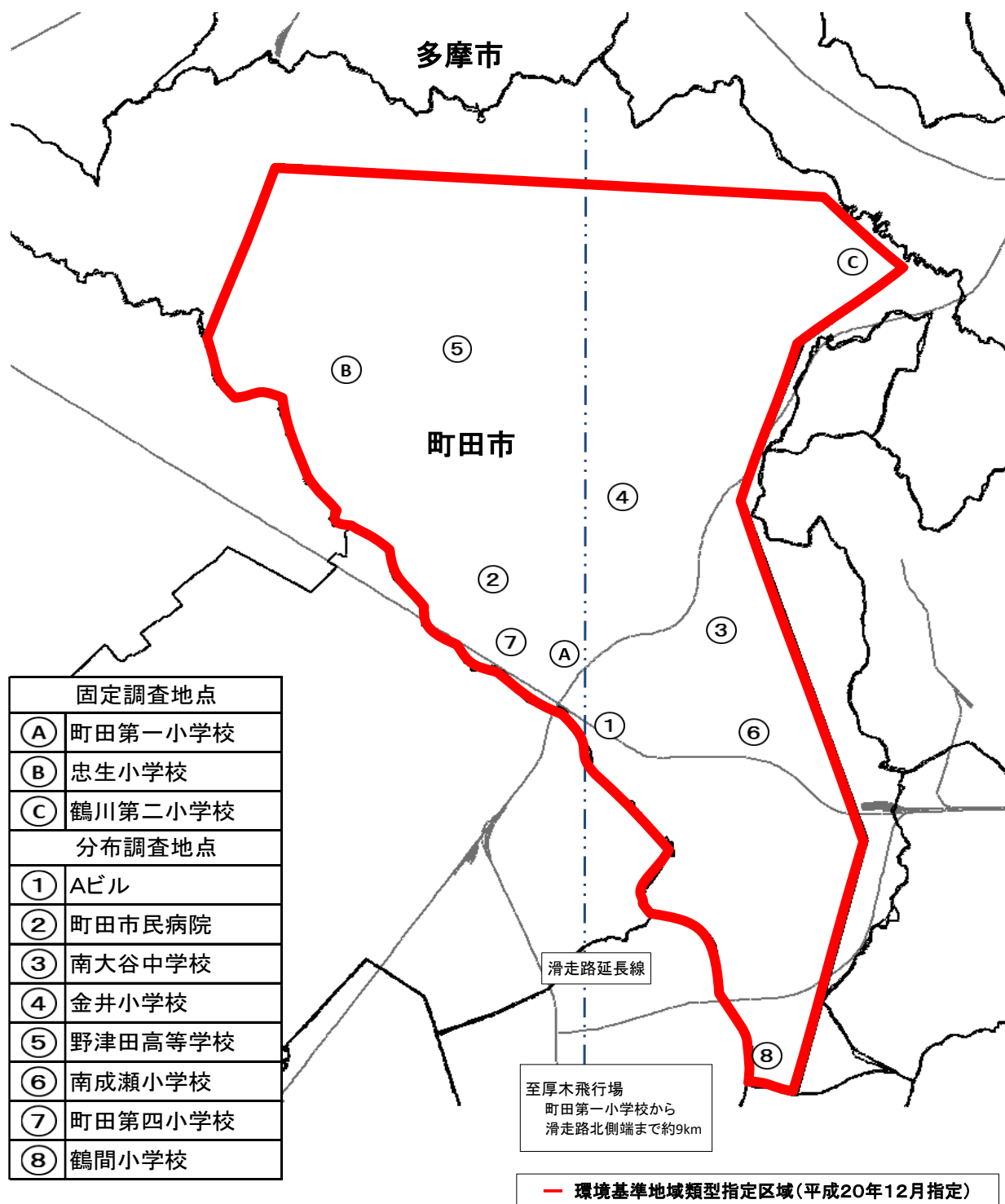
L_{AE, di} : 7 時から 19 時に発生した全ての L_{AE}

L_{AE, ej} : 19 時から 22 時に発生した全ての L_{AE}

L_{AE, nk} : 0 時から 7 時及び 22 時から 24 時に発生した全ての L_{AE}

L_{den} のイメージ図





この図は国土地理院の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)を使用したものである。

図3 令和5年度厚木飛行場騒音調査地点図